

## F3 BASE 運用規則

### (目的)

第1条 この規則は、F3 BASEの設置及び管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 フェンシングのまち沼津推進協議会（以下、「協議会」という。）は、スポーツツーリズムによる交流人口の拡大及びフェンシング競技を核とする沼津市民の心身の健全な育成等を図ることを目的とした拠点施設の試行的事業を行うため、F3 BASE（以下「F3」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
F3 BASE	沼津市大手町1丁目1-5（B i V i 沼津3階）

### (職及び職務)

第3条 F3に館長その他必要な職員を置く。

- 2 館長は、協議会事務局長をもって充てる。
- 3 館長は所掌事務を掌理し、職員を指揮監督する。
- 4 職員は、協議会事務局職員をもって充てる。ただし、協議会が必要と認めたときは、この限りではない。
- 5 職員は館長の命を受けて、その職務に従事する。

### (開館時間)

第4条 F3の開館時間は、午後1時から午後5時までとする。ただし、協議会が特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。

### (休館日)

第5条 F3の休館日は、次のとおりとする。ただし、協議会が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日
- (3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

### (使用の許可)

第6条 F3の全部または、一部を使用しようとするものは、協議会の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可について協議会は、必要な条件を付すことができる。

### (使用の制限)

第7条 協議会は、次の各号に該当するときは、F3の使用を許可しないものとする。

- (1) 公安、公益その他風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物及び付属設備をき損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) その他その使用が不相当と認められるとき。

(使用料)

第8条 F3の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、協議会の請求により、別表1に定める使用料を指定された口座に納めなければならない。ただし、第2条に規定する目的を達成するため、協議会が特別の理由があると認めるときは、これを減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 前条の規定により納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号に該当するときはその全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責によらない理由によって、使用ができなくなったとき。
- (2) 使用の取消し、又は使用前に変更を申し出て協議会がこれを承認したとき。

(使用権の譲渡禁止)

第10条 使用者は、その使用の権利を他に譲渡し若しくは転貸してはならない。

(設備の付加等)

第11条 使用者が特別の設備をしようとするときは、あらかじめ協議会の承認を受けなければならない。この場合、設置及び撤去の費用は、使用者の負担とする。

(使用の取消し等)

第12条 協議会は、使用者が次の各号に該当したときは、その使用を停止し、又は使用の許可を取消することができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) その他管理上特に必要があるとき。

2 前項の使用取消し等によって、使用者に損害を生ずることがあっても、協議会は、その責を負わない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、使用が終わったとき又は、前条第1項の規定により使用を停止され、若しくは許可を取消された場合は、ただちにF3を原状に復さなければならない。

（損害賠償の義務）

第14条 使用者が建物、設備、備品等を損傷し、若しくは滅失したとき、又は原状回復の義務を怠ったときは、協議会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

（使用許可の申請）

第15条 第6条の規定によりF3の使用の許可を受けようとするものは、F3使用許可申請書（第1号様式）を協議会に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用日前7日から1か月までの間に提出しなければならない。ただし、協議会においてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（許可書等の交付）

第16条 前条第1項本文の規定による申請を許可したときは、F3使用許可書（第2号様式）を交付する。

2 使用の許可を受けたものは、使用許可書を携帯し、職員の要求があったときは、直ちに提示しなければならない。

（使用料の減免）

第17条 第8条の規定により使用料の減免を受けようとするものは、F3使用料減免申請書（第3号様式）を協議会に提出しなければならない。

2 前項の申請を承認したときは、協議会は、F3使用料減免通知書（第4号様式）を交付する。

（使用の取消し等）

第18条 第6条の規定により使用許可を受けたものが、その使用の取消し又は、変更をしようとするときは、F3使用取消（変更）申請書（第5号様式）にF3使用許可書を添えて協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

（順守事項）

第19条 F3に入場したものは、次の各号を順守しなければならない。

- （1）施設又は用具等の使用後は、原状に復し、職員の点検を受けること。
- （2）所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。
- （3）許可を受けずに物品の販売又は展示をしないこと。
- （4）許可を受けずに、はり紙等の行為をしないこと。
- （5）その他職員の指示に従うこと。

（広告看板等の掲出許可）

第20条 F3内に広告を目的とする看板等を掲出するものは、協議会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可について協議会は、必要な条件を付することができる。

(広告看板等の掲出制限)

第21条 まち協議会は、次の各号に該当するときは、F3へ広告看板等の掲出を許可しないものとする。

- (1) 公安、公益その他風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 管理上支障があると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他、掲出が不相当と認められるとき。

(広告看板等の掲出の申請)

第22条 第20条により広告看板等を掲出する場合は、看板掲出許可申請書(第6号様式)を協議会に提出しなければならない。

2 広告看板等の掲出期間は月を単位とし、複数月にわたる掲出も可能とする。

3 第1項の看板掲出許可申請書は、掲出開始の2か月前までに、提出しなければならない。ただし、協議会においてやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告看板等の掲出の許可書)

第23条 前条第1項の規定による申請を許可したときは、看板掲出許可書(第7号様式)に条件を付し、第24条に規定する掲出料の請求書と合わせて交付する。

(広告看板等の掲出料)

第24条 F3への広告看板等の掲出許可を受けた者(以下「掲出者」という。)は、別表2に定める広告料を協議会の請求により納めなければならない。

(掲出料の還付)

第25条 前条の規定により納入した掲出料は、還付しない。ただし、次の各号に該当するときはその全部又は一部を還付することができる。

- (1) 掲出者の責によらない理由によって、掲出ができなくなったとき。
- (2) 掲出の取消し、又は掲出前に変更を申し出て協議会がこれを承認したとき。

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか必要な事項は協議会が別に定める。

付 則

この規則の施行期日は、令和3年4月1日とする。

別表 1 (第 8 条関係)

## フェンシング場等の使用料

(単位：円)

			時間区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
			使用区分		9時から12時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで
入場料の類を徴収しない場合	フェンシングを目的に使用する場合	一般	4,500	6,000	6,000	10,500	12,000	16,500		
		学生	3,000	4,000	4,000	7,000	8,000	11,000		
		一部使用のみ	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500		
	フェンシング以外を目的に使用する場合	一般	6,000	8,000	8,000	14,000	16,000	22,000		
		学生	4,500	6,000	6,000	10,500	12,000	16,500		
		一部使用のみ	2,250	3,000	3,000	5,250	6,000	8,250		
入場料の類を徴収する場合	フェンシングを目的に使用する場合	一般	6,000	8,000	8,000	14,000	16,000	22,000		
		学生	4,500	6,000	6,000	10,500	12,000	16,500		
		一部使用のみ	3,000	4,000	4,000	7,000	8,000	11,000		
	フェンシング以外を目的に使用する場合	一般	7,500	10,000	10,000	17,500	20,000	27,500		
		学生	6,000	8,000	8,000	14,000	16,000	22,000		
		一部使用のみ	4,500	6,000	6,000	10,500	12,000	16,500		

## 備考

- 1 「一般」とは、一般社会人並びに大学の学生及びこれに準ずる者をいう。
- 2 「学生」とは、幼児（3歳以上）並びに小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 3 使用時間を超えたときの使用料は、1時間（1時間に満たないときは1時間とする。）につき、時間区分の1時間相当額を加算する。
- 4 一部使用は、トレーニングスペースもしくは、会議スペースのみを使用する場合とする。
- 5 一部使用については、他の使用許可と調整し利用を許可する。
- 6 次の項目に該当することを証明する書類を添えて申請する場合は、使用料を減免する。
  - ① 沼津市内に宿泊する合宿等の事業で使用する場合。（1/2減免）
  - ② 沼津体育協会が主催する事業で使用する場合。（1/2減免）
  - ③ 沼津市が主催する事業にて使用する場合。（1/2減免）
  - ④ 協議会の正会員が主催する事業にて使用する場合。（1/2減免）
  - ⑤ その他、会長が必要と認めた場合。（1/2減免もしくは免除）

## 別表 2 (第24条関係)

## 広告看板等の掲出料

(単位：円)

種類	掲出料	摘要
	月額	
縦100CM×横360CM	10,000	(年額) 120,000
縦 50CM×横180CM	5,000	(年額) 60,000
縦 25CM×横 90CM	2,500	(年額) 30,000

## 備考

- 1 掲出料には、看板等の作成費は含まない。
- 2 掲出期間終了日までに継続申請のない掲出物については、掲出期間終了後に撤去する。

F3 BASE 使用許可申請書

年 月 日

フェンシングのまち沼津推進協議会 様

団体名  
 住所  
 申請者 代表者 氏名  
 電話

次のとおり申請します。

使用目的	
使用時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用場所	全部 ・ 一部使用（トレーニングスペース・会議スペース）
使用責任者	住所 氏名 連絡先（Email）
入場料の類の徴収の有無（会費を含む）	有 ・ 無 （有の場合、徴収する金額：1人 円）
使用予定人数	人
使用目的又は特別の設備等を詳細に記入	
※使用料合計	円（減免無・有（減免等の理由： ）

（注）※印欄は、事務局記入

F3 BASE 使用許可書

年 月 日

(団体名・代表者氏名)

様

フェンシングのまち沼津推進協議会

次のとおり許可します。

使用目的	
使用時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用場所	全部 ・ 一部使用 (トレーニングスペース・会議スペース)
使用責任者	住所 氏名 連絡先 (Email)
入場料の類の徴収の有無 (会費を含む)	有 ・ 無 (有の場合、徴収する金額 : 1人 円)
使用予定人数	人
使用料合計	円 (減免無・有 (減免等の理由 : ))
使用の条件等	

(注) ※印欄は、事務局記入



F3 BASE 使用料減免申請書

年 月 日

フェンシングのまち沼津推進協議会 様

団体名  
住所  
申請者 代表者 氏名  
電話

次のとおり申請します。

使用目的	
使用時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用場所	全部 ・ 一部使用（トレーニングスペース・会議スペース）
減免・免除を受けようとする理由 (該当項目に○)	① 沼津市内に宿泊する合宿等の事業で使用する場合。 ② 沼津体育協会が主催する事業で使用する場合。 ③ 静岡県フェンシング協会が主催する事業で使用する場合。 ④ 沼津市が主催する事業にて使用する場合。 ⑤ まち協議会の正会員が主催する事業にて使用する場合。 ⑥ その他（ ）
※減免額	円（減免等の由： ）

(注) ※印欄は、事務局記入

F3 BASE 使用料減免通知書

年 月 日

(団体名・代表者氏名)

様

フェンシングのまち沼津推進協議会

年 月 日付にて申請のあった F3 BASE 使用料減免申請について、次のとおり通知します。

使用目的	
使用時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用場所	全部 ・ 一部使用 (トレーニングスペース・会議スペース)

1 減免

規定額	減免額	使用料請求額
円	円	円

2 免除

規定額	減免額	使用料請求額
円	円	0円

減免・免除の条件

--

F3 BASE 使用取消し・変更申請書

年 月 日

フェンシングのまち沼津推進協議会 様

団体名  
 住所  
 申請者 代表者 氏名  
 電話

次のとおり申請します。

使用目的	
使用時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用場所	全部 ・ 一部使用（トレーニングスペース・会議スペース）
使用許可書 通知年月日	年 月 日
取消し・変更	使用の取消し ・ 使用の変更
取消し・変更の 理由	
※使用料合計	円（減免無・有（減免等の理由： ）

（注）※印欄は、事務局記入

F3 BASE 看板掲出許可申請書

年 月 日

フェンシングのまち沼津推進協議会 様

団体名  
住所  
申請者 代表者 氏名  
電話

次のとおり申請します。

掲出者情報	法人名（個人名）			
	住所		電話	
	Email			
	担当者名			
掲出看板 サイズ	①縦 100CM×横 360CM／②縦 50CM×横 180CM／③縦 25CM×横 90CM			
掲出料	年額	円		
	（掲出期間： 年 月 日から 年 月 日まで）			
掲出看板 データ	有（ファイル形式） ・ 無			
新規・継続	新規 ・ 継続（掲出看板の更新希望： 有 ・ 無 ）			

F3 BASE 看板掲出許可書

年 月 日

(団体名・代表者氏名)

様

フェンシングのまち沼津推進協議会

次のとおり許可します。

掲出者情報	法人名（個人名）			
	住所		電話	
	Email			
	担当者名			
掲出看板 サイズ	①縦 100CM×横 360CM／②縦 50CM×横 180CM／③縦 25CM×横 90CM			
掲出料	年額	円		
	(掲出期間： 年 月 日から 年 月 日まで)			
新規・継続	新規 ・ 継続 (掲出看板の更新希望： 有 ・ 無 )			
掲出看板 作成費	円			
合計請求額	円 (掲出料+看板作成費)			
	(納入期限： 年 月 日)			